3	無線電力伝送用	電波の型式 N○N
		周波数 九一八MHz 九一九・二MHz
		空中線電力 ○・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であって、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下となるものにあっては、○・五ワット以下であること。
［十一～十四　略］		
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

［新設］

［十一～十四　同上］

○総務省告示第二百三十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。	一　［同上］
［1～12　略］	［1～12　同上］
13　設備規則第四十九条の十四第六号、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備	13　設備規則第四十九条の十四第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備
［14　略］	［14　同上］
［二　略］	［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年六月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［1～7　略］	第２　周波数割当表 ［1～7　同左］
周波数割当表 ［第１表　略］	周波数割当表 ［第１表　同左］